

第 1 編 総 論

※本編の頁 ↓

第 1 章 区の責務、計画の位置づけ、構成等 P 1

国民の保護のための措置を総合的に推進するという区の責務を明らかにするとともに、この計画の趣旨、構成、見直し・変更手続きについて定める。

- 1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ
- 2 計画の構成
- 3 計画の見直し、変更手続

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 P 2

国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下の 9 項目を基本方針として定める。

基本的人権の尊重 国民の権利利益の迅速な救済 国民に対する情報提供
関係機関相互の連携協力の確保 国民の協力 高齢者、障害者等への配慮及び
国際人道上の的確な実施 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
国民保護措置に従事する者等の安全確保 外国人への国民保護措置の適用

第 3 章 区及び都の事務又は関係機関の業務の大綱等 P 4

国民保護に関する業務の全体像を提示するとともに、区、都、関係機関の業務大綱及び担当部署・連絡先等について表示する。

第 4 章 中野区の地理的、社会的特徴 P 6

国民保護措置の適切・迅速な実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴について提示する。

位置と地形 気候 人口、人口分布 交通、道路等 消防 その他

第 5 章 区国民保護計画が対象とする事態 P 9

以下の事態を対象とし、都が提示した各事態に関する特徴(攻撃目標となりやすい地域、想定される主な被害、被害の範囲・期間、事態の予測・察知)を表示する。

- 1 武力攻撃事態： 着上陸侵攻 ゲリラ・特殊部隊による攻撃
弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
- 2 緊急対処事態： 危険物質を有する施設への攻撃 大規模集客施設等への攻撃
大量殺傷物質による攻撃 交通機関を破壊手段とした攻撃
- 3 NBCを使用した攻撃： 核兵器等 生物兵器等 化学兵器等

第 2 編 平素からの備えや予防

第 1 章 組織・体制の整備等

第 1 区における組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

国民保護措置を的確・迅速に実施するための組織・体制として、各部の平素の業務や職員の参集基準等について定める。

1 区の各部課室における平素の業務

共通事項 ...各部における分担業務に関する必要なマニュアルを整備すること

2 区職員の参集基準等

事態の状況に応じた初動体制の確立 ... 危機情報収集体制 危機管理等対策会議体制
国民保護対策本部体制 災害対策本部体制
緊急災害対策本部長室態勢

3 消防の初動体制の把握等

東京消防庁(消防署)の初動体制の把握 消防団の充実・活性化の推進等

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

損失補償 損害補償 不服申し立てに関する事 訴訟に関する事

第 2 関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P19

国民保護措置の実施に当たり、必要不可欠な関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

防災のための連携体制の活用 関係機関の計画との整合性の確保
関係機関相互の意思疎通 防衛行動と住民避難との錯綜防止

2 都との連携

警報、避難、救援に関する情報の共有 警察、消防との連携
救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置に関する役割分担

3 近接区等との連携

国民保護計画の内容を協議する機会を設けること

4 指定公共機関等との連携

医療機関との連携
物資・資材の供給や避難住民の輸送等に関する協定の締結(見直し)
広範な人的・物的ネットワークを有する民間企業との連携

5 事業所に対する支援

避難誘導のための計画作成などの指導や協力

6 自主防災組織等に対する支援

組織の活性化 ボランティア団体等に対する支援

第3 通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

非常通信体制の整備等について定める。

非常通信協議会との連携

情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保

第4 情報収集・提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備に関する必要な事項について定める。

1 基本的考え方

武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信を確保すること

2 警報等の伝達に必要な準備

伝達方法の明示 民間事業者の協力

全国瞬時警報システム(Jアラート)の導入・整備

国民保護に係るサイレンの周知

大規模集客施設等に対する情報提供

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

収集・報告すべき項目の表示と収集・提供の方法に関する図示

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

情報収集・連絡に当たる担当者を定めること

被災情報の収集・報告系統に関する図示

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定による特殊標章等の交付等のために必要な事項について定める。

特殊標章の図柄及び身分証明書のひな型の提示

交付要綱を作成すること

第6 研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

区職員の武力攻撃事態等への対処能力の向上に必要な研修及び訓練のあり方について定める。

1 研 修

国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e ラーニング等の活用

2 訓 練

訓練の形態や項目、留意事項の提示

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・・・・・・・・ P31

1 避難に関する基本的事項

避難施設のリスト等基礎的資料の準備

隣接する区との連携の確保

高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

民間事業者の協力

学校、事業所、大規模集客施設との連携

2 避難実施要領のパターンの作成

季節別や交通事情などを考慮した複数のパターンを作成すること

3 救援に関する基本的事項

都との調整 基礎的資料の準備 救援センター運営の準備

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

緊急物資等の配送系統の図示

5 避難施設の指定への協力

都の避難施設の指定に際し、情報提供など必要な協力を行うこと。

6 生活関連等施設の把握等

区が管理する公共施設等の警戒措置を実施すること

第3章 物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P35

1 区における備蓄

防災のための備蓄の活用

国民保護措置の実施のために必要な物資・資材

都及び他の区市町村との連携

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

復旧のための各種資料等を整備すること

第4章 国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36

正しい知識を身に付け適切に行動するために、国民保護に関する啓発について定める。

1 国民保護措置に関する啓発

研修会・講演会等の実施 防災に関する啓発との連携 学校における教育

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の通報に関すること

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

使用の意義や濫用防止に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P38

かかる武力攻撃事態等による被害の態様に応じた応急活動を行うために、初動体制について定める。

- 1 事態認定前における危機管理等対策会議体制の設置及び初動措置
危機管理等対策会議体制の設置 初動措置の確保
関係機関への支援の要請 対策本部への移行に要する調整
- 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
不測の事態に備えた即応体制の強化(危機情報収集体制 危機管理等対策会議)

第2章 対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P41

対策本部設置の指定に迅速に対応するため、その設置の手順や対策本部の組織、機能等について定める。

- 1 対策本部の設置
設置手順 設置の指定要請 組織及び機能に関する図示 対策本部における広報等
現地対策本部の設置 現地連絡調整所の設置 区対策本部長の権限 本部の廃止
- 2 通信の確保
情報通信手段の確保 情報通信手段の機能確認
通信輻輳により生じる混信等の対策
- 3 特殊標章等の交付及び管理
交付要綱の作成と交付及び使用させる対象職員のこと

第3章 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P48

国、都、他の区市町村、関係機関等との連携を円滑に進めるために、必要な事項について定める。

- 1 国・都の対策本部との連携
- 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- 4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 6 区を行う応援等
- 7 自主防災組織等に対する支援等
- 8 住民への協力要請
避難住民の誘導、救援 消火、負傷者の搬送、被災者の救助
保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ P52

国民保護措置に伴い発生した損失補償等、国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するために必要な事項を定める。

総合的な窓口の開設、専門家等の協力 国民の権利利益に関する文書の保存

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・ P53

- 1 警報の内容の伝達・通知：仕組みの図示
- 2 警報の内容の伝達方法：サイレンの使用に関すること
- 3 緊急通報の伝達及び通知：緊急通報発令の図示

第2 避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・ P57

- 1 避難の指示の伝達：避難の指示の流れの図示
- 2 避難実施要領の策定
 - 実施要領に掲載する項目と留意事項
 - 国の対策本部長による「利用指針」の調整に関すること
- 3 避難住民の誘導
 - 避難誘導に伴う措置 東京消防庁及び避難誘導を行う関係機関との連携 自主防災組織等に対する協力の要請 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 高齢者、障害者等要援護者への配慮 残留者等への対応 避難場所の運営 避難所等における安全確保等 動物の保護等に関する配慮 通行禁止措置の周知 都に対する要請等 避難住民の運送の求め等 避難住民の復帰のための措置
- 4 想定される避難の形態と区による誘導
 - 突発的かつ局地的な事態の場合
 - 突発的かつ広範囲な事態の場合
 - 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合
 - 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

} 該当する事態類型と避難上の留意点の提示

第6章 救援・・・・・・・・・・・・・・・・ P69

- 1 救援の実施
 - 避難住民や被災住民に対する救援の実施 都知事が実施する救援措置の補助
- 2 関係機関との連携
 - 都への要請等 他の区市町村との連携
 - 日本赤十字社との連携 緊急物資の運送の求め
- 3 救援の程度及び方法の基準
 - (厚生労働大臣あて)特別な基準を設定する要請を都知事に行うこと

4 救援の内容

収容施設の供与(避難所支援本部・救援センターの役割に関する図示) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 医療の提供及び助産 被災者の捜索及び救出 埋葬及び火葬 電話その他の通信設備の提供 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 学用品の給与 死体の捜索及び処理 土石、竹木等障害物の除去

第7章 安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P74

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に関する必要な事項について定める。

1 安否情報の収集

避難者名簿の作成 情報収集の協力要請 情報の整理

2 都に対する報告

3 安否情報の照会に対する回答

照会の受付、回答 個人の情報の保護への配慮

4 日本赤十字社に対する協力

外国人に関する安否情報を提供すること

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P77

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

都知事への措置要請 対処に当たる職員の安全確保

2 武力攻撃災害の兆候の通報

都知事へ通知すること

第2 応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P78

区長が自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定を行うことに関する必要な事項について定める。

1 退避の指示

退避に関する図示と例文(退避の指示)の提示

2 警戒区域の設定

警戒区域の設定に伴う措置等、安全の確保を行うこと

3 応急公用負担等

区長の事前措置(災害拡大防止のための保安等必要な措置を指示)

応急公用負担(土地・建物等の一時使用、被害物件等の除去)

4 消防に関する措置等

東京消防庁の活動、安全の確保を行うこと

<p>第3章 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保 生活関連等施設の安全確保 区が管理する施設の安全確保</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 危険物質等について区長[消防総監]が命ずることができる対象及び措置の提示</p>	<p>P 83</p>
<p>第4章 N B C 攻撃による災害への対処等</p> <p>国の方針に基づく対応を基本とし、対処の現場における初動的な応急措置等について定める。 応急措置(退避の指示、警戒区域の設定等)の実施 国の方針に基づく措置(汚染拡大防止)の実施 関係機関との連携(情報共有、都への応援要請) 汚染原因に応じた対応(核、生物剤、化学剤による攻撃の場合) 区長の権限(行使可能な権限の表示) 要員の安全の確保</p>	<p>P 84</p>
<p>第9章 被災情報の収集及び報告</p> <p>被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。 「火災・災害等即報要領」に基づく都への第1報報告を行うこと [報告様式の提示]</p>	<p>P 87</p>
<p>第10章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>避難所等の保健衛生の確保と廃棄物の処理に関する措置について、必要な事項を定める。</p> <p>1 保健衛生の確保 保健衛生、防疫対策 食品、飲料水衛生確保対策 栄養指導対策</p> <p>2 廃棄物の処理 廃棄物処理の特例 「震災廃棄物対策指針」を参考とした体制の整備</p>	<p>P 89</p>
<p>第11章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>武力攻撃事態等における生活基盤等を確保するための国民生活の安定に関する措置について定める。</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 買占めや売惜しみ防止措置に協力すること</p> <p>2 避難住民等の生活安定等 被災児童生徒に対する教育 公的徴収金の減免等</p> <p>3 公共的施設の適切な管理 道路の適切な管理をすること</p>	<p>P 91</p>

第4編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

第1章 初動対応力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P94

区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の初動対応力の強化と区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関が連携協力して対応する体制の構築について、必要な事項を定める。

- 1 危機管理体制の強化
 - 大規模集客施設等との連携
 - 医療機関、大学及び研究機関等との連携
 - 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化
- 2 対応マニュアルの整備
 - テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備
 - 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進
- 3 発生現場における連携協力のための体制づくり
 - 大規模集客施設等との連携
 - 現地連絡調整所の運営等に関する協議
- 4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保
 - 放送事業者や電気通信事業者等の協力依頼による多様な情報伝達手段の確保
- 5 装備・資材の備蓄
 - 備蓄または調達する資材の例示
- 6 訓練等の実施
 - 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した図上訓練等の実施
- 7 住民・昼間区民への啓発
 - テロ等の兆候を発見した場合の通報義務等の周知・啓発に関すること
 - 区外からの通勤者・観光客等に対するテロ等の対応方法などの普及啓発に関すること

第2章 平時における警戒・監視・・・・・・・・・・・・・・・・ P97

- 1 危機情報等の把握・活用
 - 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携によるテロ等の兆候や危機情報の把握
 - テロ等の発生事例に関する情報の収集・分析による初動対応力の強化と警戒対応への活用
- 2 危機情報等の共有
 - 危機管理等対策会議等を通じた危機情報の全庁的な共有
- 3 警戒対応
 - テロ等の発生に備える必要があると判断した場合の警戒対応の強化に関すること
 - 都の「警戒対応の基準」に準拠する基準の整備

第3章 発生時の対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P98

- 1 区対策本部の設置指定が行われている場合
 - 区対策本部の設置と緊急対処保護措置を行うこと
 - 区緊急処理事態現地対策本部等を設置すること
- 2 区対策本部の設置指定が行われていない場合
 - 災害対策のしくみの活用による危機情報等を把握すること
 - 事案発生を認知した場合に通報すること
 - 災害対策本部の設置による緊急対処保護措置に準じた措置を行なうこと
- 3 災害対策本部等による対応
 - 危機情報の収集
 - 現地連絡調整所の設置等
 - 応急措置(被災者の救援、被災者等の搬送、避難の指示・誘導、警戒区域の設定・周知、警戒対応の継続・強化)
- 4 区対策本部への移行
 - 政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行なわれた場合に移行すること
 - 緊急処理事態における警報に関すること

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処・・・・・・・・・・・・・・・・ P101

- 以下の攻撃に関する 影響 平素の備え 対処上の留意事項について定める。
- 1 危険物質を有する施設への攻撃
 - 2 大規模集客施設等への攻撃
 - 3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)
 - 4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)
 - 5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)
 - 6 交通機関を破壊手段とした攻撃

第5編 復旧等

- 第1章 応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P107
区が管理する施設及び設備に被害が発生したときの応急復旧に関する必要な事項について定める。
- 1 基本的考え方
 区が管理する施設及び設備の緊急点検等
 通信機器の応急の復旧
 都に対する支援要請
 - 2 公共的施設の応急の復旧
 道路に関する被害状況の把握と都へ報告すること、障害物の除去や輸送の確保に必要な措置を講ずること
- 第2章 武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・ P108
武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について定める。
- 国における所要の法制の整備等
 区が管理する施設及び設備の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・ P108
所要の手続き等に関する必要な事項について定める。
- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
 国に対する負担金の請求方法
 関係書類の保管
 - 2 損失補償及び損害補償
 土地の使用等の行政処分を行った結果、生じた損失を補償すること
 区の援助要請を受けた協力者が死傷した場合の損害を補償すること
 - 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん
 都の対策本部長の指示等に基づく損失に対する請求を行うこと